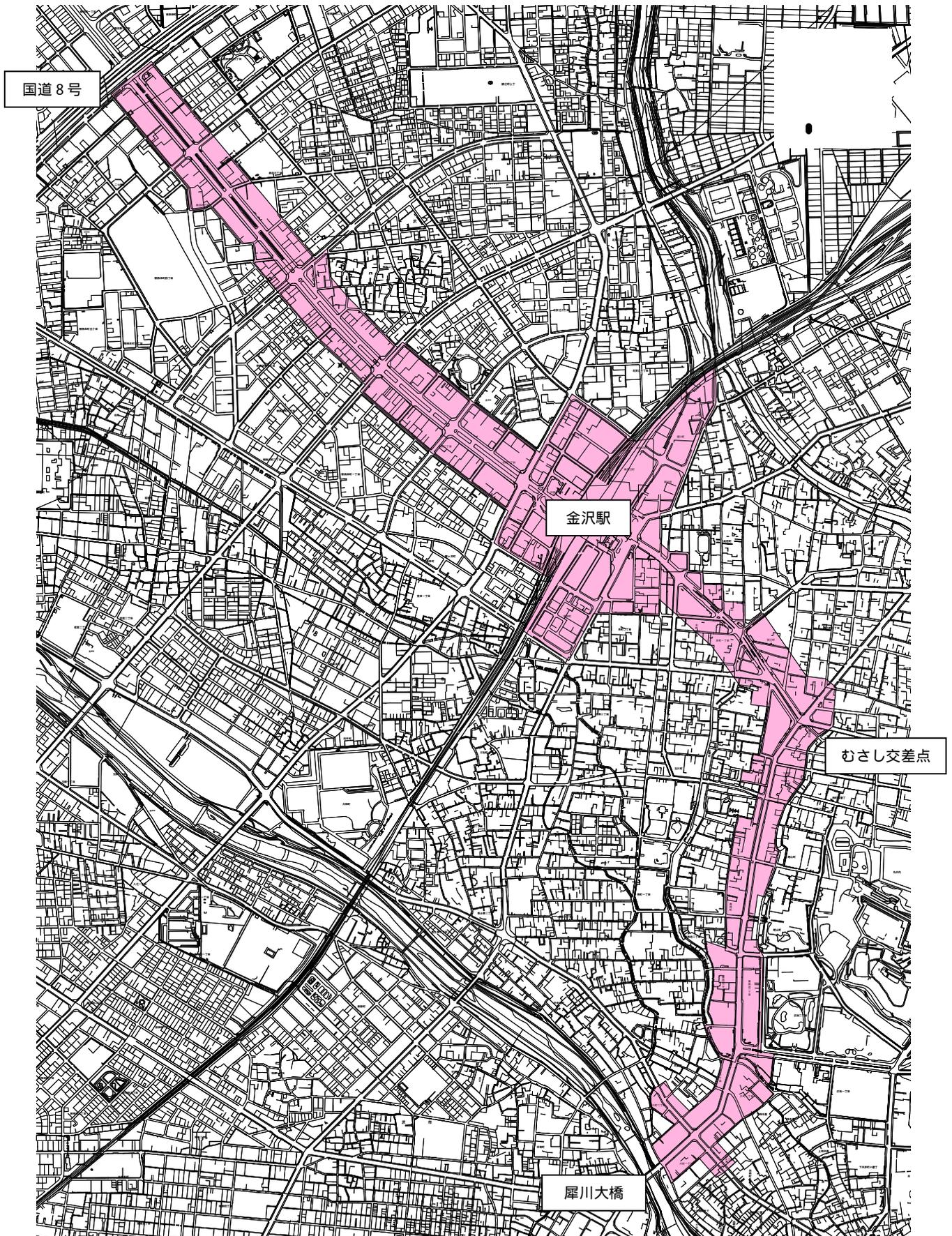


容積率緩和制度適用区域について（建築基準法第52条第8項の規定）

住宅系の建築物を対象に、その敷地内に一定要件の空地を持ち、かつその敷地面積が一定規模以上であるものについては、都市計画で定めた容積率の上限を最大1.5倍まで割増し適用することが可能な区域です。

【 容積率緩和制度適用区域 】



緩和措置が受けられる建築物の要件につきましては、建築指導課（220-2326）までお問い合わせください。